昭和４３年５月１０日第１号発行

平成20年
第156号
3月 1 日

芦屋町議会だより

子ども茶会

～芦屋釜の里にて～

平成20年2月15日緑ヶ丘保育所の年長さんがお茶会体験をしました。
お茶の作法を学びながら芦屋の文化にふれあいました。

お茶菓子おいしいねぇ～ （^o^）

正座もバッチリ

もくじ

12 月定例会他 2～3
一 般 質 問 4～10

12月定例会

第4回定例会が、平成19年12月4日から14日までの11日間の会期で開催されました。

条例、補正予算をはじめ、決算の認定、請願などが上程され、次のとおり議決されました。

条例

芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員に支給していた地域手当を国の支給地域に準じた取扱いとするもの。

（可決　満場一致）

芦屋町一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域手当の廃止に伴い、一般職職員の給与の特例条例に定める減額率を改正するもの。

（可決　満場一致）

芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の勤務時間制度に合わせ休息時間の規定を廃止するもの。

（可決　満場一致）

芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

条文を整備するもの。

（可決　満場一致）

芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

入居募集の告知、住宅等の不正使用に対する罰則などの条文を改正するもの。

（可決　満場一致）

芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町町営住宅設置及び管理条例に合わせて、条例を改正するもの。

（可決　満場一致）

芦屋町競艇施設の使用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の改正に伴い、条例を改正するもの。

（可決　満場一致）

予算

平成19年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について

歳入＝地域住宅交付金、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、財政調整基金繰入金など。

歳出＝人件費（職員手当の増）、国民健康保険会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、病後児保育事業負担金、障害者福祉費国県支出金返還金、花火大会補助金の返還、丸の内住宅補修工事など。

（可決　賛成多数）

平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

歳入＝療養給付費交付金、一般会計繰入金など。

歳出＝コクホライン・調交システムの整備、療養給付費負担金など。

（可決　満場一致）

平成19年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

歳入＝医療費交付金、一般会計繰入金、第三者納付金など。

歳出＝人件費、療養費、老人医療給付費交付金過年度返納金など。

（可決　満場一致）

平成19年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について

資本的収入＝長寿社会づくり事業費交付金。

資本的支出＝情報配信システム整備。

（可決　満場一致）

決算

平成18年度芦屋町一般会計決算の認定について

平成18年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について

いずれも地方自治法第二百三十三条第三項の規定により認定を求めるもの。

（認定　賛成多数）

平成18年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

平成18年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について

平成18年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

平成18年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

平成18年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について

いずれも地方自治法第二百三十三条第三項の規定により認定を求めるもの。

（認定　満場一致）

平成19年度芦屋町水道事業会計決算の認定について

平成二十年　議長年頭の挨拶

芦屋町議会議長　横尾武志

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お元気で新年を迎えられたことと、心よりお祝い申しあげます。

さて、昨年は急速な景気低迷となり、低迷は長期間にわたる気配を感じている中、道路特定財源や食品の安全問題、また、環境問題がクローズアップされております。

このような折、芦屋町では談合事件等で新聞紙面を騒がせておりますが、議会としてのチェック機能を発揮し、皆様と力を合わせてより良い行政執行が行われるよう精査しなければならない所でございます。

本町の財源であります競艇事業は本年度、SGのチャレンジカップを実施することになり、売上額の減少、収益の低下に単年度でも歯止めが掛かるのではと期待致しております。

しかし、国の三位一体改革により地方交付税の削減は継続されており、厳しい財政状況は続くものと思います。

私達町議会といたしましても、町執行部と十分な意思の疎通をはかりながら、国や県に働きかけることは無論でありますが、住民の皆様と協働し明るい未来が開けるよう、住民、行政、議会が一丸となる年としなければならないと考えております。

今後も町勢発展と住民福祉の充実のため、微力ではございますが、最大の努力をいたす所存でございます。

どうか、皆様のご協力とご支援を切にお願い申し上げます。

終わりに、皆様方のご健康とご多幸を、心から祈念申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により認定を求めるもの。

（認定　満場一致）

契約

モーターボート競走用艇購入契約の締結について

平成20年2月で登録期間が満了となるため、新たに六十五隻購入するもの。

（可決　満場一致）

庁舎改修本体工事（建築）請負契約の締結について

庁舎改修工事（建築）を行うもの。

（可決　満場一致）

庁舎改修本体工事（機械設備）請負契約の締結について

庁舎改修工事（機械設備）を行うもの。

（可決　満場一致）

庁舎改修本体工事（電気設備）請負契約の締結について

庁舎改修工事（電気設備）を行うもの。

（可決　満場一致）

報告

専決処分事項の報告について

車両損傷事故に対する損害賠償を行ったもの。

平成18年度芦屋町一般会計継続費の精算報告について

緑ヶ丘8街区公営住宅建替事業の完了に伴い、地方自治法施行令第百四十五条第二項の規定により報告するもの。

請願

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書

福岡県司法書士会会長の荻林和則氏より請願が出され、満場一致で採択されました。

後期高齢者医療制度に関する請願

中間・遠賀地区社会保障推進協議会会長の石井邦一氏より請願が出され、賛成多数で採択されました。

小中学校の教室冷暖房の設置を求める請願

前回から継続審査となっていましたが、現時点では、校舎の耐震基準等により防衛省の補助事業が受けられないため、不採択となりました。

意見書

請願が採択されたことに伴い、次の意見書が可決され、それぞれの関係機関に送付しました。

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

後期高齢者医療制度実施の当面中止を求める意見書

その他

岡議員の「入札談合疑惑」情報に対する問責決議

（可決　賛成多数）

岡夏子議員に対する入札談合疑惑情報についての問責決議が賛成多数で可決されました。

Q&A

一般質問

（質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています）

今井　保利議員

1. 随意契約について
2. 観光行政について

川上　誠一　議員

1. 後期高齢者医療制度について
2. 松枯れ対策について

岡　夏子　議員

1．観光施策について
2．緑化事業について

田島　憲道　議員

1．観光案内サインの整備について

今井　保利議員

随意契約について

●今井

①地方自治法における随意契約が可能な条件を尋ねる。

②随意契約を行う際の事務処理について、当町での運営基準を尋ねる。

③ウェブ版ホストコンピューター（以下：新コンピューター）導入に際し、随意契約となっているが、この経過を尋ねる。

●財政課長

①地方自治法第二百三十四条第二項に、「政令に定める場合に限り随意契約できる」と規定がある。

これを受け、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号では、「一定金額以下の随意契約であって、売買、貸借、請負、その他の契約でその予定価格が政令で定める金額の範囲内で、地方公共団体の規則で定める額を超えないとき」と規定している。

これを受け、当町財務規則第九十六条の二第一号では、「工事または製造の請負が百三十万円、財産の買い入れが八十万円、物件の買い入れが四十万円、財産の売り払い及び物件の貸し付けが三十万円、これら以外のものが五十万円」となっている。

これらの金額を超えないものであれば、随意契約ができる。

なお、これらの場合であっても、同財務規則第九十七条において、「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とある。

次に、これらの金額を超える場合でも随意契約できる要件として、第二号「契約の性質または目的が競争入札に適しないとき」、第三号「特定の者と特定の契約をするとき」、第四号「一定の要件に該当するものが、新商品として生産する物品を町が購入するとき」、第五号「緊急の必要により競争入札できないとき」、第六号「競争入札に付することが不利と認められるとき」、第七号「時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき」、第八号「競争入札しても入札者がないとき、または、再度の入札で落札者がないとき」、第九号「落札者が契約を締結しないとき」と定めている。

②基本的に、①で説明した要件を備えている場合のみ、随意契約を行っている。

さらに、工事関係では、公共工事における随意契約のガイドラインを定めて運用しており、随意契約を行う場合、一社を特定した随意契約ではなく、予定価格が三十万円以上五十万円未満の場合は二社以上から、五十万円以上百三十万円以下の場合には三社以上を選定し、最低金額を見積った業者に決定する等、指名競争入札とほぼ同じ手続をとっている。

工事関係以外には特にガイドラインはないが、随意契約を行う理由や根拠となる地方自治法施行令の条項等を精査し、契約している。

●総務課長

③従来の大型ホストコンピューター（以下：旧コン

ピューター）のリース期間が18年10月で切れるため、17年度から次期機種について検討を重ねてきた。

理由として、国が電子自治体を推進しており、電算のオープン化を進めていること。旧コンピューターは維持経費が高く、ソフト開発において特定業者に大きく依存すること。システムの変化により、従来のシステム（以下：旧システム）に精通した者が少なくなったこと。

以上により、ウェブ版のシステム（以下：新システム）への移行を判断した。

これに基づき当町の地域情報化推進審議会で方向性を決定した。

また、業者の選定理由として、操作に馴れた旧システムを踏襲したシステムであること。旧システムに蓄積したデータを円滑かつ安価で移行できること等が挙げられる。

以上の点から、随意契約を行った。

総務課情報電算係に導入されたウェブ版ホストコンピューター

●今井

随意契約が、全契約のうち何％で推移している等の集計はしているのか尋ねる。

●財政課長

すべての集計はしていないが、18年度の五十万円以上の工事は七十四件、うち四十三件が指名競争入札、残り三十一件が随意契約である。この三十一件の随意契約のうち、随意契約が許される百三十万円以下の工事は、二十三件で全体の三十一％である。

また、百三十万円を超える工事で、随意契約を結んだものが八件で十一％である。

工事に関する委託契約は十五件で、そのうち指名競争入札が九件、随意契約が六件である。

この六件のうち百三十万円以下は三件で全体の二十％である。

また、百三十万円を超える委託で随意契約したものは、三件で全体の二十％である。以上、全八十九件の契約のうち、指名競争入札が五十二件、随意契約が三十七件、この三十七件のうち百三十万円以下が二十六件で二十九％である。

また、百三十万円を超えて、随意契約を行ったものが、十一件で十二％である。

●今井

随意契約については、新聞等でも注目されており、当町においても金額、件数等の目標値や要件を定め随意契約を進めて欲しい。

次に、当町の公募内容について、どのように業務を進めているのか尋ねる。

●財政課長

当町の規則要綱で、予定価格が五億円を超える工事は、一般競争入札であり、公募で行っている。

●今井

五億円以上の工事は公募とのことだが、この額を下げる考えはあるのか尋ねる。

●財政課長

集中改革プランにおいて、一般競争入札の拡大等、入札契約方法の見直しを考えている。

●今井

透明性を確保する観点から、随意契約額等を下げる努力をして欲しい。

次に、ホストコンピューターについて、なぜ、リース更新せず、新コンピューターと入れ替えたのか尋ねる。

●総務課長

旧コンピューターの不具合、部品調達ができない等、新システムへの入れ替えが必要であると判断した。

なお、18～19年度にかけて移行作業を行っており、三千百万円程度かかるが、別業者が行えば倍程度かかるとの試算である。

●今井

個人的に新コンピューターへの入れ替えは必要であると考えているが、この入れ替えによる削減効果を尋ねる。

●総務課長

単価は、旧システムと同額程度である。ただし、新

システム保守費用の中にソフトのプログラミング料が入っており、税法の改正等があっても、別途料金は必要ない。

実際に後期高齢者医療制度関連で、千四百万円程度の削減効果があった。

また、新システム入れ替えにより、情報電算係の業務軽減につながるため、最終的には、情報電算係の職員を一名減らすことができ人件費を抑えられる。

●今井

ランニングコストは下がるが、新システム入れ替え費用以外に三千百万円程度かかっており、導入時のコスト削減はできていない。

さらに、移行作業の技術的トラブルを防ぐため、旧業者で随意契約をすることは理解できる。

しかし、コンピューター購入は一般競争入札を行い、移行作業を旧業者に行わせるべきである。

一般的にこのような場合、技術のソフト移行だけが随意契約で、コンピューター本体は公募型入札で行うべきではないか。他の自治体でも、そのような事例がある。

今後は、税金の無駄遣いにならないように、明確な指針を持ち、随意契約を減らす努力をして欲しい。

観光行政について

●今井

当町の観光開発の中で、今後、民間資本力を活用した観光行政を予定しているのか尋ねる。

●産業観光課長

当町の財政状況を考えると、大規模な投資的経費が見込めず、民間資本力の活用は選択肢の一つであると考えている。

現時点では、民間企業からのアプローチはないが、当町にとって悪い話ではない。事業計画の内容にもよるが、入口段階で拒否することがないようにしたい。

●今井

当町の海岸線周辺で民間活力を使った具体的計画はあるのか尋ねる。

●産業観光課長

福岡県が主体の「里浜づくりワークショップ」で、三件の計画案が挙がっている。今後、その中から一件に絞り込み、案が決まり次第報告して行きたい。

川上　誠一　議員

後期高齢者医療制度について

●川上

①当町における厚生年金収入二百八万円の高齢者及び各階層の現行保険税と後期高齢者保険料の比較を尋ねる。

②後期高齢者の単身世帯と夫婦世帯の世帯数を尋ねる。

③資格証明書、短期証の発行について尋ねる。

④保健事業の健康診査は、どのように実施するのか尋ねる。

●住民課長

①後期高齢者医療制度の保険料の賦課は、所得割と均等割の二方式が採用されており、当町の国民健康保険税（以下：国保税）の場合は、所得割、資産割、世帯割、均等割の四方式が採用されているため、一定の条件を設定する。

単身で年金収入二百八万円の標準的厚生年金受給者の場合、後期高齢者医療の保険料は年額十万千七百五十円。国保税は、年額九万七千二百円に資産割がプラスされる。

単身で年金収入七十九万円の基礎年金のみの場合、七割軽減が適用され、後期高齢者医療の保険料は一万五千二百八十円。国保税は一万五千三百円に資産割がプラスされる。

夫婦それぞれ年金収入七十九万円の基礎年金のみの場合、七割軽減が適用され、後期高齢者医療の保険料は三万五百六十円。国保税は二万二千五百円に資産割がプラスされる。

夫の年金二百八万円、妻の基礎年金七十九万円の場合、二割軽減が適用され、後期高齢者医療の保険料は十三万二千三百円。国保税は十万六千二百円に資産割がプラスされる。

夫の年金三百万円、妻の基礎年金七十九万円の場合、軽減の適用はなく、後期高齢者医療の保険料は二十三万五千八百五十円。国保税は十九万八千四百円に資産割がプラスされる。

②単身世帯（世帯に後期高齢者医療制度に該当する者が一人いる世帯）は、千百四十五世帯。夫婦世帯は、二百七十三世帯である。

③福岡県後期高齢者医療広域連合（以下：後期高齢者広域連合）から、分割納付や短期保険証の活用等の納付相談を通じて、保険料を少しでも納付してもらえるように市町村にきめ細やかな対応をお願いするとともに、資格証明書の交付は納付相談等の結果をふまえ、個々の事例に応じて判断したいとの考えが示されている。

当町としてもこれにそって対処したい。

④後期高齢者広域連合では、厚生労働省が示す考え方をもとに、保険者合同による集団契約や市町村委託等により実施の方向で検討中である。

●川上
後期高齢者医療制度においては、二年ごとに保険料の見直しが行われ、負担割合は後期高齢者人口にそって上がって行く。
このような制度では、高齢者が安心して暮らしていけないと思うがいかがか。

●町長
言われることはよく分かるが、この医療制度や法律は、国会でつくられる。
我々ができることは、後期高齢者広域連合の一員として審議し、論議していくことである。

●川上
当然、国会で決められた法律に基づいて行なわれるべきであるが、生活苦を強いるような悪法であれば、変える努力をし、町民の声を反映させて欲しい。
次に、後期高齢者広域連合の検討委員会では、資格証明書の発行を慎重に行わなければいけないとしている。そこで、災害や収入減少等の場合、法で定める特別の理由にあたるとして保険料の減免を行うのか尋ねる。
また、保険料の滞納がいくらになれば、短期証明書の発行を行うのか尋ねる。

●住民課長
高齢者の医療の確保に関する法律第百十一条の規定を受け、後期高齢者広域連合の条例第十九条に、災害及び収入の著しい減少を理由とする保険料減免について規定されており、これに基づいて行う。
ただし、滞納金額の規定はなく、納付相談等の結果によっては発行される。

●川上
資格証明書、短期証の発行は、基本的に市町村が窓口になるため、納付相談等を十分に行って欲しい。
次に、後期高齢者広域連合は健康診査を行う考えであるが、自己負担割合と町民への周知方法について尋ねる。

●住民課長
自己負担割合は、後期高齢者広域連合で検討されている。ただし、国庫補助の設定では、課税世帯が三割、非課税世帯一割を費用徴収基準としている。
また、周知方法については、説明会等は考えていないが、広報あしや等で行いたい。
また、後期高齢者広域連合でも、パンフレットやポスター等の作成がされており、これらの配布も考えて行きたい。

●川上
健診事業は、公衆衛生、地域診療等の視点からも重要な意義があり、公費負担で行うべきである。
また、高齢者への周知方法が、パンフレット配布だけでは不十分であり、説明会等を行って欲しい。

松枯れ対策について

●川上
①当町における松枯れ被害本数を尋ねる。
②松枯れの防除方法を尋ねる。
③将来的な緑化対策について尋ねる。

●産業観光課長
①現在、確認している被害本数は約三百五十本である。
②5月の下旬から6月の上旬にかけ、薬剤散布による駆除を実施している。
防除方法としては、航空防除、地上防除、伐倒駆除を実施している。
なお、19年度は、2月に伐倒駆除を予定している。

●環境福祉課長
③緑づくりに関する広報活動、ボランティア団体の育成等を行っている。
緑化の推進は重要な施策であり、維持管理費用等を審議する緑化推進協議会を設置している。現在、職員で構成されているが、町民参加の協議会に立ち上げて行きたい。

●川上
2月に伐倒駆除予定とのことであるが、芦屋東小学校内で十二本の松枯れが発生しており、倒木の危険がある。

松枯れを引き起こすマツノザイセンチュウ（右上）と
媒体となるマツノマダラカミキリ（中央）
（写真：独立行政法人森林総合研究所四国支社ホームページより）

子どもの生命等の観点からも、早急に行うべきだと思うがいかがか。

●産業観光課長

2月に伐倒駆除を実施するのは、松枯れのメカニズム等の根拠に基づいてのことである。

しかし、危険箇所については契約を早め伐倒する等の検討をして行きたい。

●川上

子どもの生命や被害拡大防止の観点から早急に行って欲しい。

次に、緑化推進について、財政が厳しい中でも緑の募金等の制度を活用し、財源を生み出していくことが必要であると考えるがいかがか。

●環境福祉課長

当町では、年間百万円程度の緑の募金がある。

これらの原資を使いながら緑化推進して行きたい。

●川上

宗像市では、林野庁が進める事業等に指定されて、遊歩道等の整備や植林活動を行っている。

また、地元小・中学生の総合学習では、緑化運動に取り組んでいる。

財政が厳しい中でも、緑化運動をまちづくりや人材育成の一環として位置づけ取り組んで欲しい。

岡　夏子　議員

環境施策について

●岡

①地球温暖化対策に向けた、ごみの減量化や資源化について、当町独自の取り組みや課題を尋ねる。

②プラスチック容器包装の分別回収や拠点ボックス回収の現状と課題を尋ねる。

③産業廃棄物も含む不法投棄の現状と課題を尋ねる。

④小中学校の環境教育や町民意識の啓発に関して、町内在住の環境カウンセラー等の人材活用や育成への取り組みを尋ねる。

⑤「待ったなし、地球温暖化」の現状において、当町の総合的な環境基本計画の策定や条例の検討状況を尋ねる。

●環境福祉課長

①広報活動並びに資源物回収奨励の推進、コンポストの助成事業、マイバッグ運動の推進、出前講座等による環境教育の推進を実施している。

課題は、遠賀・中間広域行政組合（以下：広域組合）でのごみ処理量を3年間で二十％削減する目標を掲げているが、達成できていないため更なる取り組みが必要である。

広域組合では、廃棄物の減量等を推進する審議会を設置し、取り組みについて論議中である。

具体的な取り組みが提起されれば、当町の地区衛生組織で実践して行きたい。

②プラスチック容器包装の分別収集は、19年4月から一市四町で一斉に開始され、拠点回収は、ペットボトル、紙パック、トレイ等を町内の十五カ所で実施している。当町の搬入量は、月平均八トンである。

課題は、混入物が多く、リサイクルできるのは全体の六十％程度であり、残りは燃えるごみとして処分せざるを得ないため、今後、町民への分別の啓発が必要である。

また、拠点回収場所は十五カ所あるが、設置場所が多いとはいえず、紙パックやトレイが回収できない場所もある。それらをどう拡大していくかとの課題もある。

さらに、蛍光灯の拠点回収、ペットボトルの別途指定袋による回収や燃えるごみの中袋の新設、回収日を増やす等の要望が寄せられている。

③当町では、産業廃棄物の投棄はほとんど見られないが、電化製品等の不法投棄が多く見られる。

当町巡視員や委託業者が回収しているが、路上や私有地は各所有者に処理を依頼している。

食育の一環として芦屋東小学校で行われた親子料理講習会の様子

防止策として、広報啓発や看板設置、投棄場所の環境整備、巡視員による巡回を行っている。

しかし、人目のつかない場所で夜間に投棄されることが多く、苦慮している。

④当町は、福岡県から委嘱を受け、地球温暖化防止活動推進員が家庭における環境家計簿づくりの推進を図っているが、その活用が十分でないと考えている。

今後、推進員の資質向上を図り、学習指導等や啓発活動ができる体制を整えて行きたい。

また、推進員だけでなく、福岡県の関係機関である地球温暖化防止活動推進センターが、アドバイザー等の人材を確保しており、これらと連携を図りながら、外部講師を招く事を検討し、意識の啓発教育に役立てて行きたい。

⑤福岡県内における環境基本計画の策定状況は、二十七市のうち十七市、四十二町村のうち六町で近隣では、中間市と岡垣町が策定している。

当町においては、他自治体の計画を検証中であり、策定には時間が必要であるが、芦屋町環境保全実行計画を策定している。これにより三％の二酸化炭素削減効果が出ている。

●岡

ごみの減量化、資源化に関して、広域組合のホームページによると、分別収集計画を推進するために廃棄物減量等推進審議会が組織されている。

この内容と構成メンバーを尋ねる。

●環境福祉課長

平成19年8月に組織され、中間市、遠賀郡の協同処理におけるごみの減量施策について審議をしている。諮問事項は、ごみ減量化対策、古紙・紙類等の資源集団回収の促進、プラスチック製容器の分別収集、その他として、処理施設での減量施策等の審議である。

構成メンバーは、各市町村選出の広域組合議員が五名、各市町村の住民代表及び衛生担当課長が各五名の計十五名で構成されている。委員の任期は、8月30日から2年である。

●岡

住民代表とは、どういう立場の人か尋ねる。

●環境福祉課長

各市町村で選定は異なるが、区長会や婦人会等の方が住民代表として参画している。

●岡

一市四町の広域行政事務事業の合計負担金は、年間四十一億円で、その半額がごみ処理施設費として計上されている。

プラスチックの分別収集により燃えるごみの量が減っているが、啓発活動等を行っていかなければ、さらなるごみの減量にはつながらない。

岡垣町の広報紙では、写真や現場の声等を載せたプラスチック容器包装の分別収集に関する特集号を組み、成果をあげている。

また、北九州市では、去年の7月から「市民みんなでごみ減量二十％」というキャッチフレーズで新しい家庭ごみの収集制度が、スタートした。

また、早朝マナーアップ運動に市民分別協力員制度を設ける等で、市民と行政が一緒に取り組んだ結果、延べ十万人が参加し、ごみ減量二十五％を実現した。

当町でも、啓発活動やゴミ出しのルールの周知、各拠点回収場所での問題点の聞き取り等を要望する。

次に、不法投棄に関して、私有地に投棄された場合、個人が処分しなければならないが、救済はないのか尋ねる。

●環境福祉課長

私有地に捨てられたものは個人で処分することが基本である。

しかし、道沿いのバス停周辺等は、利用者がごみを捨てるとの訴えもあり、状況に応じては、町で処分する等、個人負担が少なくなるようにしている。

●岡

小中学校の環境教育や町民意識の啓発に関する人材の活用や育成について、住民参画の観点から、能力や資格を持った人材を活かせる人材登録制度等のシステムを構築して欲しい。

また、食育の授業等において、漁業・農業従事者が貢献できると考えるが、総合学習等でこのような人材の登用はあったのか尋ねる。

●学務課長

最近では、当町の食進会が、芦屋東小学校の六年生を対象に食についての指導や「牛乳」をテーマとした調理実習を行っている。

●岡

環境教育、環境学習等で団体や地域の人材を活かし、学校への関わり等を積極的に行って欲しい。

また、環境基本計画の策定についても、地球温暖化が急速に進むなか、行政だけではできないことが多い。

今後の町づくりのために、いろいろな能力を持った町民の人材活用や人材育成を念頭に考えて欲しい。

緑化事業について

●岡

洞山周辺の緑化事業は行政の協力を得て、専門家を含む町民が主体的に取り組

んでいる。

今後、住民参画のまちづくりの一環として取り組んでいくことを提案するが、見解を尋ねる。

●環境福祉課長

行政だけではできない分野であり、積極的な提案ということで賛同したい。

●岡

緑化事業について、マスタープラン中に生け垣運動の奨励とあるが、他の自治体では、奨励金を出し、生け垣運動に取り組んでいる。

当町にもこのような奨励があるのか尋ねる。

●環境福祉課長

当町では、生け垣運動の奨励金等はない。

●岡

マスタープラン中に生け垣運動の奨励とあるため、奨励金がないのであれば、緑化事業に関しては、人材活用や人材育成に取り組んで欲しい。

国道495号線沿いの競艇場駐車場

田島　憲道議員

観光案内サインの整備について

●田島

平成16年3月に出された後期基本計画の主要施策の中に観光まちづくりビジョンの推進とある。その中の「観光客にとってわかりやすい案内サイン整備プロジェクト」について、今後どのように取り組むのか尋ねる。

●産業観光課長

平成6～12年度にかけ、当時の企画課が中心となり、芦屋町サイン整備計画を策定した。町内の主要施設や道路沿いに四十八カ所のサインを設置し、サイン整備計画は一区切りついている。

しかし、設置から7年を経過し、不足箇所や歴史民俗資料館等の新たな施設追加等があるため見直しや検討が必要である。

●田島

当町内の各施設や観光スポットは、わかりづらい場所に点在しているため、案内サインは、来町者にとって機能しているか疑問であり、住民からも、主要道路における誘導表示が不十分との声も聞かれる。

また、観光サインは景観に配慮されているが、インパクトに欠ける。

そこで、芦屋らしさを前面に打ち出し、景観を損なわないような大型の観光案内マップを船頭町駐車場、マリンテラス、釜の里、夏井ケ浜や大君の江川河畔公園内の各駐車場、競艇場の国道495号線沿いの駐車場への設置を提案する。

特に、競艇場前の国道495号線は、玄界灘沿いを走る近郊でも有数なドライブコースであり、競艇の非開催日でも駐車場を開放し、簡易トイレを設置する等、観光客の足を止めてもらえるように整備して欲しい。

利用客が増加すれば、直売場等の新たなビジネスチャンスが生まれ、商工振興の芽も出てくると考えるがいかがか。

●町長

サイン設置からかなりの年数が経過しており、見直すべきだと考えている。計画を立て、何とか実施したい。

●田島

観光案内サイン整備事業は、観光まちづくりビジョンにあるすべてのプロジェクトに通ずるもので、交流人口の増大に努める重要な施策の一つであるので取り組んで欲しい。

お知らせ

庁舎改修工事に伴い、芦屋町議会は町民会館へ移転しました。

平成二十年第一回定例会は、芦屋町町民会館三階の議場にて開議します。

皆様の傍聴をお待ちしております。

※仮議場のため傍聴者多数の場合、入場制限をすることがあります。

芦屋町議会だより／発行●芦屋町議会　編集●芦屋町議会事務局　〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2-20　☎093（223）0881　印刷●コロニー印刷